

# 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱

制 定 平成 6 年 3 月 17 日

一部改正 平成 30 年 2 月 20 日

## 目 次

- 第 1 章 総 則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 入札参加者の資格（第 3 条－第 15 条）
- 第 3 章 一般競争入札（第 16 条－第 26 条）
  - 第 1 節 一般競争入札（政府調達協定対象工事）（第 17 条－第 21 条）
  - 第 2 節 一般競争入札（条件付）（第 22 条－第 26 条）
- 第 4 章 指名競争入札（第 27 条－第 32 条）
- 第 5 章 一般競争入札（政府調達協定対象工事）における技術力結集型共同企業体  
（第 33 条－第 39 条）
- 第 6 章 一般競争入札（条件付）における技術力結集型共同企業体  
（第 40 条－第 46 条）
- 第 7 章 一般競争入札（条件付）における技術修得型共同企業体  
（第 47 条－第 53 条）
- 第 8 章 補 則（第 54 条－第 62 条）
- 附 則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 本市（医療局病院経営本部を除く。以下同じ。）の発注する工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の取扱いについては、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第136号。以下「特例規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語等の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **工事** 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び船舶の建造その他製造の請負をいう。
- (2) **一件の工事** 原則として、一つの設計書にまとめられた工事を一件の工事として扱うものとする。
- (3) **工事費** 一件の工事として発注する工事の設計書に記載された設計金額（消費税相当額を含む。）とする。
- (4) **工種** 本市の発注する工事の種類をいい、別表1に定めるものとする（同表に定める細目も含む。）。  
また、各工種に対応する建設業法第3条第2項に規定する建設業は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。
- (5) **削除**
- (6) **市内企業** 登記簿上の本店及び建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）の申請に際しての主たる営業所を横浜市内に有する者とする。
- (7) **準市内企業** 前号に掲げる者以外の者で、建設業の許可を有する営業所を本市内に有しており、かつ、所管税務部局へ当該営業所の法人開設届出書を提出している者とする。
- (8) **市外企業** 前2号に掲げる者以外の者とする。
- (9) **工事成績** 横浜市請負工事検査事務取扱要綱（平成11年4月施行。以下「本市検査要綱」という。）第6条の規定により電子入札システム（横浜市契約規則第2条第3号の電子入札システムをいう。以下同じ。）に登録された評定点（本市検査要綱第7条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱（平成11年4月施行。以下「水道局検査要綱」という。）第7条の規定により電子入札システムに登録された評定点（水道局検査要綱第8条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）、横浜市交通局請負工事検査事務取扱

要綱（平成 11 年 4 月施行。以下「交通局検査要綱」という。）第 6 条第 2 項の規定により電子入札システムに登録された評定点（交通局検査要綱第 7 条の 2 の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）及び横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱要綱（平成 24 年 11 月施行。以下「医療局病院経営本部検査要綱」という。）第 5 条第 4 項に規定する工事成績評定書の評定点（医療局病院経営本部検査要綱第 7 条の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）をいう。

## 第 2 章 入札参加者の資格

（入札参加者の資格）

第 3 条 一般競争入札に参加できる者の資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）は、契約規則第 3 条第 1 項に規定するもののほか、契約規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に定めるところによる。

- (1) 横浜市税（個人市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 別表 1 に掲げる登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、有効な経審を受けており、同経審に係る経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること。  
また、別表 1 に掲げる登録を希望する工種（上水道を除く。）に対応する建設業について、同経審の申請に係る経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。ただし、船舶においては、建設業法に代わり造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条第 1 項の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の登録を受けていること。
- (3) 削除
- (4) 横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月施行）（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく 24 か月以上を期間とする指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 24 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない者を除く。）。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、登録を希望する工種に対応する建設業について、組合の定款に共同受注についての定めがあること。
- (7) 申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の入力又は提出書類（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした者でないこと。

- 2 前項の規定は、契約規則第 25 条の規定により、指名競争入札に参加できる者の資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）について準用する。この場合において、同項中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

（入札参加資格審査の実施）

第 4 条 契約規則第 7 条に規定する一般競争入札参加資格の審査は、当該資格を 2 年に 1 回告示し定期に行うほか別に定める日程により随時に行う。ただし、市長が必要と認める場合についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事の契約（以下「特定調達契約」という。）に係る契約規則第 7 条に規定する一般競争入札参加資格の審査は、当該資格を特定調達契約の締結が見込まれる年度ごと又は市長が必要と認めた時に告示し、随時に行うことができるものとする。

- 3 前項に規定する資格の審査は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うこととする。

(1) 第 1 項に規定する審査に係る有資格者を登載する名簿（以下「一般競争入札有資格者名簿」という。）に登載がない者が入札に参加しようとする場合。

(2) 一般競争入札有資格者名簿に登載のある者が、すでに登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合。

- 4 市長は、第 1 項又は第 2 項に規定する資格の審査を行うことを決定したときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 入札参加資格

(2) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(3) 審査申請の受付期間及び受付方法

(4) 提出書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、審査申請に際し必要と認められる事項

- 5 第 1 項及び前項の規定は、指名競争入札参加資格審査の実施について準用する。この場合において、第 1 項中「第 7 条」とあるのは「第 22 条の 3」と、「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と、前項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 1 項」と読み替えるものとする。

（格付の採用）

第 5 条 市長は、工種（細目は除く。以下第 10 条まで同じ。）ごとに等級の区分を設定し、等級別に発注しようとする工事の工事費の範囲（以下「発注標準金額」という。）を定め、一般競争入札参加資格を有する者を等級別に格付することができる。

- 2 格付する等級を設定し、これに係る発注標準金額を定めた工種（以下「格付工種」という。）については、その等級区分及びこれに対応する発注標準金額を別表2に示すものとする。
- 3 前2項の規定は、指名競争入札参加資格の格付の採用について準用する。この場合において、第1項中「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

（格付点数）

第6条 市長は、一般競争入札参加資格の審査に際し、当該資格審査申請者に対し、格付工種においては、次条から第10条までに規定するところにより、次に掲げる事項に基づき算定するそれぞれの数値の和（以下「格付点数」という。）を工種ごとに付与するものとする。

- (1) 経営規模、経営状況、技術力及び社会性等（以下「客観的事項」という。）
- (2) 本市及び医療局病院経営本部における工事請負の実績及び工事の成績等（以下「発注者別評価事項（主観的事項）」という。）

- 2 前項の規定は、指名競争入札参加資格の格付点数について準用する。この場合において、前項中「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

（客観点）

第7条 客観的事項に基づき算定する数値（以下「客観点」という。）は、登録を希望する工種に対応する建設業に関する直近の経審の総合評定値を用いることとする。

- 2 組合のうち、中小企業庁により官公需適格組合と証明された者（以下「官公需適格組合」という。）の客観点の算出は、当該官公需適格組合及び当該官公需適格組合の理事が役員となっている事業者のうち、官公需適格組合が指定する者（以下「審査対象組合員」という。）の直近の経審の総合評定値を基に、次条により行う。

なお、審査対象組合員は、第3条第1項第2号の要件を満たしている者で、工種ごとに5者以内とする。

- 3 入札参加資格申請後、経審の総合評定値が変動した場合においても客観点は変更しない。ただし、第10条第3項第2号及び第3号に該当する場合はこの限りでない。

（官公需適格組合の客観点の算出）

第8条 官公需適格組合の客観点については、工種ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$P = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

この式において、P、X1、X2、Y、Z及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

る。

- P 官公需適格組合の客観点（小数点第1位を四捨五入する。）
- X1 官公需適格組合及び各審査対象組合員（以下「組合等」という。）の申請に対応する建設業に係る経審における年間平均の完成工事高の和について、別表3-1により求める数値
- X2 組合等の経審における自己資本額（又は2期平均の自己資本額）の数値及び利益額の数値のそれぞれの和について、次により求めた数値の合計値（ $Xa + Xb$ ）を2で除して得た数値（小数点以下は切り捨てる。）
- Xa 組合等の経審における自己資本額（又は2期平均の自己資本額）の数値の和について別表3-2により求める数値
- Xb 組合等の経審における利益額の数値の和について別表3-3により求める数値
- Y 組合等の経審における経営状況の評点の平均値（小数点以下は切り捨てる。）
- Z 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における資格区分ごとの技術職員数の和及び年間平均の元請完成工事高の和について、それぞれ次により求めた数値の合計値（ $Za + Zb$ （小数点以下は切り捨てる。））
- Za 次により求めた資格区分ごとの技術職員数の和に基づいて（ $6Zc + 5Zd + 3Ze + 2Zf + Zg$ ）の算式により算出した数値（以下「技術職員数値」という。）について別表3-4により求める数値
- Zc 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における一級技術職員数のうち講習受講技術職員数の和
- Zd 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における一級技術職員数のうちZc以外の技術職員数の和
- Ze 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における基幹技術職員数の和
- Zf 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における二級技術職員数の和
- Zg 組合等の申請に対応する建設業に係る経審におけるその他技術職員数の和
- Zb 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における年間平均の元請完成工事高の和について別表3-5により求める数値
- W 組合等の経審におけるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値（小数点以下は切り捨てる。）

（発注者別評価点（主観点）の算出）

第9条 発注者別評価事項（主観的事項）に基づき算定する数値（以下「発注者別評価点（主観点）」という。）は、工種ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$Ms = C (R - 65) + \alpha$$

この式において、 $Ms$ 、 $C$ 、 $R$ 及び $\alpha$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ms 資格審査申請者の発注者別評価点（主観点）（小数点第1位を四捨五入する。）

C 資格審査結果通知日の前々月末日から過去4年間における、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部における工種別年間平均請負実績金額（小数点第1位を四捨五入する。）について別表4-1により求める数値

R 資格審査結果通知日の前々月末日から過去4年間における、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部における工種別の工事成績の平均点（小数点第2位を四捨五入する。）

ただし、資格が有効となる年度の直前2年度のうち、いずれかの年度に横浜市優良工事表彰要綱(平成19年3月施行)第3条第1号による施工会社表彰を受けた者（以下「優良業者表彰者」という。）は、別表4-2に定める表彰部門に対応する工種について、当該工事成績の平均点に5点を加算するものとする。

α 次の(1)から(5)に定める点数を合算した数値

(1) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間における、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部における工種別の工事成績 85点以上の工事 1件につき10点

(2) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間における、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部における工種別の工事成績 65点未満の工事 1件につき-10点

(3) 資格審査申請日における、建設業労働災害防止協会への加入状況（横浜市内に事業所がある者は、同事業所を含む範囲での加入、横浜市内に事業所がない者は、本店又は主たる営業所を含む範囲での加入に限る。）について別表4-3により求められる数値

(4) 資格審査申請日の直前の6月1日における、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第2項に規定する障害者雇用率2.0%を超える障害者の雇用（障害者雇用促進法第43条第7項による報告義務の有無は問わない。）について別表4-4により求められる数値（ただし、発注者別評価点（主観点）への加点を申請した場合に限る。）

(5) 資格審査申請日における、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び届出（次世代法第12条第1項及び女性活躍推進法第8条第1項による策定及び届出義務の有無は問わない。）について別表4-5により求められる数値

(6) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間において、資格審査申請者に対して措置を開始した、指名停止等措置要綱に基づく、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合行為及びあっせん利得処罰法違反行為を事由とする指

名停止の延べ措置期間について別表4-6により求められる数値

2 前項に規定するRの数値が0点の場合は、(R-65)を0点とみなすものとする。

なお、優良業者表彰者においては、(R-65)が5点未満である場合は、(R-65)を5点とみなすものとする。

(格付等級の決定)

第10条 市長は、第6条に規定する格付点数に基づき、格付工種ごとに、資格審査申請者を高得点順に配し、各等級に対応する格付点数の範囲を区分する点数(以下「区分点」という。)を設定して、これにより格付する等級(以下「格付等級」という。)を決定するものとする。

2 区分点の設定に際しては、次に掲げる事項を総合的に判断し、発注する工事が特定の等級に偏ることのないよう配慮するものとする。

(1) 前2年度における本市が市内企業に発注した工事の等級別発注件数及び受注件数

(2) 資格審査申請者の格付点数による得点順分布状況

(3) 資格審査申請者の1件当たりの最高請負実績額

(4) 前回の格付における各等級の区分点

(5) 前各号に定めるもののほか特に必要があると認める事項

3 第12条第1項及び第2項に規定する審査結果の通知後、格付等級の変更は、原則として行わない。また、競争入札有資格者名簿の登載又は登録した工種の一部を抹消した後に、第4条第1項に規定する随時の審査により同一の工種を再度登録した場合については、抹消前と同一の格付等級とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

なお、第1号に該当し格付等級の変更を認めた場合、同号に基づく再度の変更は認めない。

(1) 有資格者から格付等級の変更の申出があった場合において、市長が特に必要があると認めるとき。

(2) 有資格者が、営業譲渡・合併等により経営状況が変動したとき。

(3) 指名停止等措置要綱の規定により経営状況の悪化を事由とする指名停止を受けている有資格者が、当該措置を解除されたとき。

(4) 官公需適格組合において、当該官公需適格組合のいずれかの審査対象組合員が当該官公需適格組合から除名され又は脱退したとき。

4 前3項の規定は、指名競争入札参加資格の格付等級の決定について準用する。

(入札参加資格者名簿)

第11条 第4条第1項に規定する一般競争入札参加資格の審査の結果、当該資格を有する者については、一般競争入札有資格者名簿に登載するものとする。



- 2 第4条第2項に規定する特定調達契約に係る一般競争入札参加資格の審査の結果、当該資格を有する者については、一般競争入札有資格者名簿と別に作成する名簿(以下「特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿」という。)に登載するものとする。
- 3 有資格者を契約規則第7条の規定により一般競争入札有資格者名簿に登載するとき又は前項の規定により特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿に登載するときは、当該有資格者を登録した工種を明らかにするものとする。
- 4 一般競争入札有資格者名簿は、次条に定める入札参加資格審査結果通知書の発送後、これを公表するものとする。
- 5 指名競争入札参加資格を有する者を契約規則第22条の3の規定により名簿(以下「指名競争入札有資格者名簿」という。)に登載するときは、当該指名競争入札参加資格を有する者を登録した工種を明らかにするものとする。
- 6 指名競争入札有資格者名簿並びに指名競争入札参加資格を有する者の格付等級、格付点数、客観点及び発注者別評価点(主観点)については、次条に定める入札参加資格審査結果通知書の発送後、これを公表するものとする。
- 7 指名競争入札有資格者名簿は、契約規則第22条の3後段の規定により、一般競争入札有資格者名簿(ただし、特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿を除く。)をもってこれに代えるものとする。

(入札参加資格の審査結果の通知)

- 第12条 市長は、有資格者を一般競争入札有資格者名簿又は特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿に登載したときは、有資格者として認めた旨及び登録した工種を、入札参加資格審査結果通知書により当該資格審査申請者あてに通知するものとする。
- 2 市長は、指名競争入札参加資格を有する者を指名競争入札有資格者名簿に登載したときは、指名競争入札参加資格を有する者として認めた旨及び登録した工種を、入札参加資格審査結果通知書により当該資格審査申請者あてに通知するものとする。
  - 3 前項の場合において、入札参加資格審査結果通知書には、当該審査申請者の格付工種における格付等級及び発注者別評価点(主観点)を明示するものとする。
  - 4 指名競争入札参加資格審査に係る入札参加資格審査結果通知書について、契約規則第22条の3後段に該当する場合にあっては、一般競争入札に係る入札参加資格審査結果通知書をもってこれに代えることができる。
  - 5 市長は、審査の結果、資格を有しないものと認めた資格審査申請者に対しては、資格を有しないものと認めた旨を入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

- 第13条 一般競争入札参加資格の有効期間は、随時に一般競争入札参加資格の審査を行った場合を除き、2年間とする。

なお、登録した工種を有効期間中に変更することはできないものとする。

- 2 随時に資格の審査を行った場合の有効期間は、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格については当該審査に係る告示の定めるところによることとし、その他の場合についてはその都度定めることとする。
- 3 第1項の規定は、指名競争入札参加資格の有効期間について準用する。この場合において、「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

(変更に関する届出)

第14条 第12条第1項及び第2項に規定する審査結果の通知後、申請内容に変更(入札参加資格審査の申請日以降に受けた経審は除く。)が生じたときは、直ちに変更に関する届出を行わなければならない。

(一般競争入札参加資格の喪失)

第15条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格又は登録した工種の一部を喪失するものとする。

- (1) 契約規則第3条第1項に規定する者に該当したとき。
  - (2) 第3条に規定する一般競争入札参加資格要件のいずれかを欠いたとき。
  - (3) 資格に関する営業を廃止したとき。
  - (4) 一般競争入札参加資格の審査申請(変更に関する届出を含む。)において、虚偽の入力又は提出書類(添付書類を含む。)に虚偽の記載をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定による資格又は登録した工種の一部の喪失を確認したときは、その者の一般競争入札有資格者名簿及び特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿の登載又は登録した工種の一部を抹消し、その者に通知するものとする。ただし、営業権の譲渡、会社の分割又は合併を行った場合において、建設業の許可及び経審の内容が継続していると判断できるものについては、当該有資格者の資格又は登録した工種の一部を喪失しないものとする。
  - 3 前2項の規定は、指名競争入札参加資格の喪失について準用する。この場合において、第1項第2号及び第4号中「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と、前項中「一般競争入札有資格者名簿及び特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿」とあるのは「指名競争入札有資格者名簿」と読み替えるものとする。

### 第3章 一般競争入札

(対象工事)

第16条 一般競争入札の対象となる工事は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札（政府調達協定対象工事）」という。）の対象となる工事は、工事費が特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定めた額以上の工事とする。
- (2) 一般競争入札（政府調達協定対象工事）以外の一般競争入札（以下「一般競争入札（条件付）」という。）の対象となる工事は、前号に定める工事以外の工事（ただし、第27条に定める工事を除く。）とする。

#### 第1節 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

##### （工事の公表）

第17条 市長は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）により契約の相手方を決定しようとするときは、公告及び入札説明書により入札に必要な事項を公表するものとする。

##### （入札参加資格）

第18条 市長は、発注する工事ごとに次の各号に定める事項を、一般競争入札（政府調達協定対象工事）に参加できる者の当該工事に係る入札参加資格として設定することができる。

- (1) 契約規則第7条の規定による審査の結果、当該年度の一般競争入札有資格者名簿又は特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿に登載され、かつ、当該工事の工種について、登録が認められた者であること。
- (2) 指名停止等措置要綱の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者でないこと。
- (3) 次のいずれかの条件に関し、市長が当該工事の施工に際し必要と認めて設定した当該工事に係る入札参加資格を満たす者であること。

ア 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分

イ 当該工事に係る技術者の配置

ウ 経審の結果（当該工事の工種に対応した建設業に係る総合評定値とする。）

なお、官公需適格組合については第7条第2項及び第8条の規定を準用して算出した値とする。この場合において、「客観点」とあるのは「経審の結果の値」と読み替えるものとする。

エ 当該工事と同種の工事の施工実績（本市が発注した工事の場合、工事成績が65点以上のものに限る。）

##### （入札参加資格の確認申請）

第19条 一般競争入札（政府調達協定対象工事）に参加しようとする者は、公告において指定する日時までに、工事ごとに、市長に一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）（以下「確認申請書」という。）及び施工実績調

書（第 2 号様式）等公告に定める書類を提出し、当該工事に係る入札参加資格を有することについて確認を受けなければならない。

（入札参加資格の確認）

第 20 条 市長は、確認申請書の提出があった場合には、第 18 条に定める入札参加資格のうち当該工事に係る入札公告において定めたものについて審査し、当該工事に係る入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 市長は、公告において指定する日までに、当該申請者に当該工事に係る入札参加資格の確認の結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、当該工事に係る入札参加資格を有しないことを確認した申請者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書にその理由を記すものとする。

（入札参加資格の喪失）

第 21 条 当該工事に係る入札参加資格を有することについて市長の確認を受けた者（以下「一般競争入札有資格者」という。）が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該工事に係る一般競争入札に参加することができない。

(1) 第 18 条に定める入札参加資格のうち当該工事に係る入札公告において定めた当該工事に係る入札参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、市長は、当該一般競争入札有資格者に対し、その工事に係る入札に参加することができない理由を付して、通知しなければならない。

第 2 節 一般競争入札（条件付）

（工事の公表）

第 22 条 市長は、一般競争入札（条件付）により契約の相手方を決定しようとするときは、公告により入札に必要な事項を公表するものとする。

（入札参加資格）

第 23 条 市長は、発注する工事ごとに次の各号に定める事項を、一般競争入札（条件付）に参加できる者の当該工事に係る入札参加資格又は共同企業体の構成員の入札参加資格として設定することができる。

(1) **工種区分** 当該工事の工種を設定する。

(2) **格付工種における等級区分** 原則として、別表 2 に掲げる当該工事の工事費に対応する等級を設定する。

ただし、当該工事費に対応する等級に属する者で同種の工事における施工実績を有する者が著しく少ないことが見込まれる等、競争性の確保が困難であると判断される場合においては、当該工事の工事費に対応する等級に加え、上位等級又は下位等級を設定することができるものとし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合においては、当該工事の工事費に対応する等級より上位の等級を設定することができる。

ア 横浜市工事安全管理規則（昭和 45 年 7 月横浜市規則第 89 号）第 2 条（水道事業管理者の権限に属する工事にあつては横浜市水道局工事安全管理規程（昭和 45 年 10 月水道局規程第 20 号）第 2 条、交通事業管理者の権限に属する工事にあつては横浜市交通局工事安全管理規程（平成 25 年 1 月交通局規程第 2 号）第 4 条）の規定に基づき安全管理上特に配慮を要する工事とされたもの（安全管理指定工事）

イ 施工管理に特に配慮を要すると判断される場合又は工事費に対応する等級に属する者では十分な対応が期待できない場合

ウ 工事費に対応する等級に属する者で同種の工事における施工実績を有する者がなく、技術的対応が困難であると判断される場合

エ その他円滑な施工を確保するため、特に必要があると認められる場合

(3) **経審の結果** 格付工種以外の工事において当該工事の工種に対応した建設業に係る総合評定値の範囲を設定することができる。

なお、官公需適格組合については第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定を準用して算出した値とする。この場合において、「客観点」とあるのは「経審の結果の値」と読み替えるものとする。

(4) **所在地区分** 次の区分を設定するものとし、アは必ず設定し、必要がある場合は、あわせてイ、ウの順位で設定することができる。

ア 市内企業

イ 準市内企業

ウ 市外企業

(5) **行政区区分** 行政区を設定することができるものとし、設定する場合は、原則として当該工事の施工場所の行政区を優先して設定する。

(6) **施工実績** 当該工事の施工に一定以上の施工力及び技術力を必要とする場合は、施工実績（本市が発注した工事の場合、工事成績が 65 点以上のものに限る。）に関する工事の規模、内容等を設定することができる。

(7) **技術者** 当該工事の施工現場に配置する技術者について、当該工事の施工に一定以上の資格又は施工経験等を必要とする場合は、次の事項を設定することができる。

ア 技術者が有する国家資格及びその他の資格等

イ 技術者の施工経験に関する工事の規模、内容等

ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間

エ 当該施工現場への専任配置

- (8) **現場代理人** 当該工事の施工現場に配置する現場代理人について、直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間を設定することができる。
- (9) **評定点** 当該工事に対応する工種の工事に係る本市検査要綱第7条、水道局検査要綱第8条、交通局検査要綱第7条及び医療局病院経営本部検査要綱第6条に規定する工事完成検査結果通知書の評定点（本市検査要綱第7条の2、水道局検査要綱第8条の2、交通局検査要綱第7条の2及び医療局病院経営本部検査要綱第7条の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）の範囲を設定することができる。
- (10) **優良表彰** 優良業者表彰者を設定することができる。
- (11) **技術的適性** 技術的難易度が高い工法、特殊な工法又は特許工法等を用いる工事においては、当該工事の施工に際し必要とされる技術分野に関する知識又は施工実績を設定することができる。
- (12) **削除**
- (13) **同種工事の請負実績** 当該工事と同種の工事に関する1件当たりの最高請負実績額を設定することができる。
- (14) **災害協力事業者** 台風や降雪時等の緊急災害対応に協力し、積極的な貢献があった者、又は地震、風水害その他の災害若しくは災害のおそれがある場合に、本市の要請に基づき応急活動を実施した者等であって、横浜市災害協力事業者認定要領（平成20年8月施行）第5条に基づき災害協力事業者名簿に登載されている者（以下「災害協力事業者」という。）を設定することができる。
- (15) **発注者別評価点（主観点）** 発注者別評価点（主観点）の範囲を設定することができる。
- (16) **横浜型地域貢献企業** 市長から横浜型地域貢献企業の認定をうけている者を設定することができる。
- (17) **保有する建設機械** 市長が定める建設機械等を所有又は1年以上の賃貸借契約を締結している者を設定することができる。
- 賃貸借契約の場合、次のアからウを満たすものであること。
- ア 落札候補（予定）者通知書の送付日以前に締結された賃貸借契約であること
- イ 当該賃貸借契約期間が1年以上であること
- ウ 当該賃貸借契約期間に落札候補（予定）者通知書の送付日が含まれていること
- (18) **企業規模** 一般競争入札有資格者名簿における企業規模において「中小企業」として登録が認められている者を設定することができる。
- (19) **指名停止** 指名停止を受けていない者であることを設定する。
- (20) **前各号に掲げるもののほか、特に考慮すべき必要がある場合は、次の事項を設定することができる。**

- ア 建設業の許可区分
- イ VE提案の実績を有する者
- ウ 削除
- エ その他市長が特に必要と認める事項

(入札参加資格の確認)

第24条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者又は総合評価落札方式の一般競争入札において評価値の最も高い者（以下「落札候補者等」という。）は次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）又は配置主任技術者・現場代理人（変更）届出書（第7号様式）
- (2) その他、工事ごとに入札公告において定める書類

2 市長は、前項に定める提出書類等により、前条に定める入札参加資格のうち当該工事に係る入札公告において定めたものについて審査し、落札候補者等が、当該工事に係る入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。なお資格確認の基準日は、原則として落札候補（予定）者通知書の送付日とする。ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、第25条第1項各号のいずれかに該当し、当該工事の請負業者として適格性に欠ける者又は横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条第2項各号及び第3項並びに第4条第1項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、前条第7号及び第8号の資格確認の基準日は、新たに落札候補者等となった旨の連絡日とする。

3 市長は、入札参加資格を満たさないことを確認した落札候補者等については、一般競争入札参加資格確認結果通知書（第3号様式）により通知するものとし、当該工事の契約を締結しないものとする。

(適格性の審査)

第25条 市長は、落札候補者等について、前条第2項の規定による入札参加資格の確認とあわせて、当該工事の請負業者としての適格性を審査するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者（以下「不適格者」という。）と認定し、当該工事の契約を締結しないものとする。なお、適格性の審査基準日は、原則として落札候補（予定）者通知書の送付日とする。ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、不適格者又は低入札価格取扱要綱第3条第2項各号及び第3項並びに第4条第1項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、第7号、第8号及び第12号の審査基準日は、新たに落札候補者等となった旨の連絡日とする。

- (1) **指名停止** 指名停止（開札日以降の指名停止等措置要綱運用基準第 26 項に定める軽微な事由による指名停止は除く。）を受けている者
- (2) **経営及び信用状態** 「不渡り」や主要取引先との取引停止等の報告若しくは公的機関による差押え等の処分を受け、経営状況が健全でないと判断される者又は営業の実態が確認されなかった者
- (3) **不正又は不誠実な行為** 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中である等、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者
- (4) **債務不履行** 本市と締結した工事請負契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本市と係争中である者は除く。）
- (5) **工事成績** 当該工事に対応する工種の工事について、工事成績が 65 点未満として、審査基準日の属する月の前々月に電子入札システムに登録された者。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する者は除く。
- ア 上記工事成績により指名停止等措置要綱運用基準別表第 1 要綱別表第 1 関係第 2 号(1)に基づく指名停止を受けた者
- イ 上記工事成績が指名停止を受けたことにより減点されており、減点前の点数が 65 点以上であった者。なお、指名停止等措置要綱第 11 条に定める警告により減点された場合は該当しない。
- (6) **現に受注している工事の進捗状況** 本市の発注した工事に関し、請負業者の責めに帰すべき事由による相当の遅れが工事担当局から報告され、今後の状況改善が期待できないと判断される者
- (7) **隣接施工** 当該工事の工種が、土木、舗装又は上水道の場合で、1 件当たりの工事費が、土木又は上水道にあつては 5 千万円以上、舗装にあつては 3 千万円以上のときに、当該工事の施工現場に隣接する区域において、当該工事と同工種の本市が発注した工事（1 件当たりの当初契約金額が、土木又は上水道にあつては 5 千万円以上、舗装にあつては 3 千万円以上のものに限る。ただし、災害時の緊急工事及び維持補修工事を除く。）で、次のアからカに掲げる工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者（共同企業体のいずれかの構成員が隣接施工に該当するときは、当該共同企業体は隣接施工の不適合者に該当するものとする。）。なお、横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和 41 年 3 月施行、以下「請負工事検査事務取扱規程」という。)第 2 条の 2 第 1 号に規定する完成検査、横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成 11 年 4 月施行、以下「水道局検査規程」という。)第 3 条第 1 号に規定する完成検査及び横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成 11 年 4 月施行、以下「交通局検査規程」という。)第 3 条第 1 号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。
- ア 同一の下水道幹線において隣接工区を施工中である工事



- イ 同一の道路路線において隣接工区を施工中である工事
- ウ 同一の河川（対岸を除く。）において隣接工区を施工中である工事
- エ 一団の造成地等において隣接工区を施工中である工事
- オ 削除
- カ 同一の導水路線又は同一の送水管幹線において隣接工区を施工中である工事

(8) **技術者配置** 当該工事について建設業法第 26 条又は本市工事若しくは製造請負契約約款の規定による技術者の配置及び現場代理人の確保が困難であると判断される者

(9) **同工種工事の請負実績**

ア 第 4 条に規定する入札参加資格審査（第 14 条に規定する変更に関する届出があったときはこの届出（以下「変更届出」という。））の結果における、当該工事と同工種の工事に関する 1 件当たりの最高請負実績額が、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当し、当該工事の工事費に比較して十分でないと判断される者

なお、落札候補者等が、審査基準日において完成している当該工事と同工種の工事に関する 1 件当たりの最高請負実績の変更届出を行い、その届出が落札候補（予定）者通知書の送付日の翌日から起算して 3 開庁日後の午後 5 時までには受理された場合は、その変更後の当該工事と同工種の工事に関する 1 件当たりの最高請負実績で適格性の審査を行うこととする。ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、不適格者又は低入札価格取扱要綱第 3 条第 2 項各号及び第 3 項並びに第 4 条第 1 項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、上記において「落札候補（予定）者通知書の送付日」とあるのは「新たに落札候補者等となった旨の連絡日」と読み替えるものとする。

(ア) 同工種の工事に関する元請最高請負実績額が発注する工事の工事費の 6 割に満たない者

(イ) 同工種の工事に関する下請最高請負実績額が発注する工事の工事費の 8 割に満たない者

イ アの規定によると、入札参加可能者が著しく少ないことが見込まれ、競争性の確保が困難であると判断される場合においては、当該工事と同工種の工事による審査に加え、他の工種の工事に関する 1 件当たりの最高請負実績額によっても適格性を審査できることとする。

ウ イの規定によっても競争性の確保が困難であると判断される場合においては、アの規定を適用せず、入札参加資格として、工事に限らず、物品・委託等に関する実績も設定できることとする。

(10) **営業の実態** 横浜市工事等請負業者実態調査実施要領に基づき、登録業者について、会社の所在の有無、事務所の形態、経営の内容、資材置場等を確認する調査を実施した結果、営業の実態又は事務所の独立性が確認されなかった者

(11) **暴力団等排除対象者** 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明した者

ア 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は

第2項に違反している事実がある者

(12) 同種の管内一円工事 当該工事と同一管内かつ同種の工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者

この場合において同種の管内一円工事とは、同一工事件名（ただし、通し番号は除く。）のものをいう。なお、請負工事検査事務取扱規程第2条の2第1号に規定する完成検査、水道局検査規程第3条第1号に規定する完成検査及び交通局検査規程第3条第1号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適格者と認定した場合には、一般競争入札参加資格確認結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（入札不調時の取扱）

第26条 削除

#### 第4章 指名競争入札

（対象工事）

第27条 指名競争入札の対象となる工事は、工事費が特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定めた額未満の工事のうち、次の各号に定める工事とする。

(1) 専門性が特に高い工事

橋梁伸縮継手補修工事など施工可能な者が極めて限定されることが予想される工事

(2) 早急に入札を執行する必要がある工事

ア 一般競争入札（条件付）の結果、落札者が決定せず、再度、発注を行う必要がある工事

イ 契約解除をして、再度発注しようとする工事

ウ その他特に市長が必要と認める工事

（工種・等級区分の決定）

第28条 市長は、指名競争入札により契約の相手方を決定しようとするときは、発注する工事ごとに、当該工事の工種及び格付工種に係る工種の場合には、等級区分を決定するものとする。

（適格性の審査）

第29条 第25条の規定（ただし、同条第1項第5号の規定は除く。）は指名競争入札の適格性の審査について準用する。この場合において、同条第1項中「落札候補者等につ

いて、前条第2項の規定による入札参加資格の確認とあわせて」とあるのは「当該工事に対応する工種（格付工種に係る工事の場合は、当該工事を発注する等級区分）に属する者について」と、「契約を締結」とあるのは「指名業者として選定」と、同項第9号中「判断される者」とあるのは「判断される者（ただし、当該工事について施工実績を有し、円滑な施工が期待できると判断される者を除く。）」と読み替えるものとする。

（指名業者の選定）

第30条 市長は、前条の規定により、当該工事の請負業者としての適格性を有するものと認めた者の中から、次の各号に定める指名業者を選定するときの基準（以下「選定基準」という。）に基づき、当該工事の指名業者を選定するものとする。

(1) **工種区分** 原則として、当該工事の工種に属する者を選定する。

(2) **格付工種における等級区分** 原則として、別表2に掲げる当該工事の工事費に対応する等級に属する者を選定する。ただし、他の基準による選定の結果、該当等級に属する者の数が少数である場合においては、この限りでない。

また、第23条第2号アからエまでのいずれかに該当する場合においては、当該工事の工事費に対応する等級より上位の等級を選定することができる。

(3) **所在地区分** 市内企業を優先して選定することとし、これに次いで準市内企業、市外企業の順位で選定の対象とする。

(4) **行政区区分** 当該工事の施工場所の行政区に所在する者を、指名業者数のおおむね5割の範囲内で優先して選定することとし、これに次いで当該行政区に隣接する行政区（以下「隣接区」という。）に所在する者及び当該隣接区に隣接する行政区に所在する者を優先して選定する。

ただし、工事の性質等これにより難い理由がある場合又は第27条第2号に規定する工事の場合は、この限りでない。

(5) **工事成績** 当該工事に対応する工種において、直近の工事成績が同工種（格付工種の場合は同一等級）の他の業者と比較して良好であると認められる者（ただし、直近の工事成績が同点の場合は、直前2年間における平均の工事成績が同工種（格付工種の場合は同一等級）の他の業者と比較して良好であると認められる者）を優先して選定する。

(6) **技術的適性** 技術的難易度が高い工法、特殊な工法又は特許工法等を用いる工事においては、当該工事の施工に際し必要とされる技術分野に関する知識又は施工実績を有している者を選定する。

(7) **同種工事の請負実績** 原則として、当該工事に対応する工種において、次のいずれかに該当する者を優先して選定する。

ア 当該工事と同種、かつ、同規模以上の本市工事の請負実績を元請で有する者

イ 本市工事以外の請負実績を元請で有する者

- (8) **災害協力事業者** 災害協力事業者を優先して選定する。
  - (9) **選定回数** 当該工事に対応する工種において、同工種（格付工種の場合は同一等級）の他の業者と比較し、指名業者として選定された回数が少ない者を優先して選定する。
  - (10) **利用者登録** 有効期限内の電子証明書（ＩＣカード）を所持し、横浜市電子入札システムで利用者登録を行っている者を優先して選定する。
  - (11) **発注者別評価点（主観点）** 発注者別評価点（主観点）の優良な者を選定することができる。
  - (12) **優良表彰** 優良業者表彰者を選定することができる。
  - (13) **横浜型地域貢献企業** 市長から横浜型地域貢献企業の認定を受けている者を選定することができる。
  - (14) **企業規模** 一般競争入札有資格者名簿における企業規模において「中小企業」として登録が認められている者を選定することができる。
  - (15) **その他** その他市長が必要と認める事項を満たす者を選定することができる。
- 2 選定基準の適用については、原則として前項第 10 号の基準は必ず適用することとし、これに次いで各号に定めるところによるものとする。

(1) 第 27 条第 1 号に該当する工事については、選定基準を次に定める順に第 31 条に規定する業者数に至るまで適用するものとする。

- ア 「工種区分」（格付工種においては、「工種区分」に次いで「格付工種における等級区分」）
- イ 「所在地区分」
- ウ 「技術的適性」及び「同種工事の請負実績」
- エ 「工事成績」

(2) 第 27 条第 2 号に該当する工事については、選定基準を前号ア及びイに次いで、次に定める順に競争性を確保できる業者数に至るまで適用するものとする。

- ア 「行政区区分」
- イ 「工事成績」

(3) 工事の性質等により前 2 号により難しい場合は、発注する工事ごとに決定するものとする。

(4) 削除

（指名業者数）

第 31 条 一件の工事に指名する者の数は、おおむね 10 者から 15 者までとする。

ただし、選定し得る業者が少数である場合又は第 27 条第 2 号に該当する工事の場合は、この限りでない。

（指名の通知）

第 32 条 市長は、指名業者を決定した場合は、速やかに当該指名業者あて指名通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

## 第 5 章 一般競争入札（政府調達協定対象工事）における技術力結集型共同企業体 （技術力結集型共同企業体の採用）

第 33 条 市長は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）の対象となる工事のうち、技術的難易度が高く、大規模な工事については、資本力及び技術力等を結集する共同企業体（以下「技術力結集型共同企業体」という。）による施工の対象とすることができる。

### （共同企業体の入札参加資格）

第 34 条 技術力結集型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同施工方式による特定建設共同企業体であること。
  - (2) 構成員の数は、原則として 3 者であること。ただし、必要に応じて、3 者以外とすることもできる。
  - (3) 構成員の組合せは、次条に規定する構成員の資格要件を満たす者による組合せであることとし、いずれの構成員が代表者となるかについては、当該共同企業体の構成員の選定に委ねることとする。
  - (4) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の 10 分の 2 以上（構成員数が 3 者以外の場合にあっては、別に定める出資比率以上）であるとともに、代表者となる構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であるものとする。
- 2 前項各号（ただし、第 1 号及び第 3 号を除く。）の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、技術力結集型共同企業体を採用する工事に係る入札参加資格を別に定めることができる。

### （共同企業体の構成員の入札参加資格）

第 35 条 市長は、第 18 条の規定を準用し、当該工事の入札に参加できる共同企業体の構成員の入札参加資格を設定することができる。この場合において、同条中「参加できる者」とあるのは「参加できる共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

### （共同企業体の結成方法）

第 36 条 共同企業体の結成方法は、前条の規定による構成員の入札参加資格を満たす者による自主結成とする。この場合において、当該工事に係る一般競争入札において、同時に 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

### （共同企業体の入札参加資格の確認申請）

第 37 条 第 19 条の規定は、技術力結集型共同企業体の当該工事に係る入札参加資格の

確認申請について準用する。この場合において、同条中「参加しようとする者」とあるのは「参加しようとする共同企業体の代表者」と読み替えるものとする。

(共同企業体の入札参加資格の確認)

第 38 条 第 20 条の規定は、共同企業体の当該工事に係る入札参加資格の確認について準用する。

(共同企業体の入札参加資格の喪失)

第 39 条 第 21 条の規定は、当該工事に係る入札参加資格を有することの確認を受けた後における共同企業体の当該工事に係る入札参加資格の喪失について準用する。この場合において、同条第 1 項中「市長の確認を受けた者」とあるのは「市長の確認を受けた共同企業体のいずれかの構成員」と、同条第 2 項中「当該一般競争入札有資格者」とあるのは「当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた共同企業体の代表者」と読み替えるものとする。

ただし、当該工事に係る入札参加資格の確認申請書の提出後に、共同企業体のいずれかの構成員が指名停止を受けて入札参加資格を有することの確認ができなかった場合又は確認後に喪失した場合において、開札日の前日までに入札参加資格を有する他の者（既に当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた者を除く。）を補充することができる場合は再度共同企業体を結成し入札に参加させることができるものとする。

## 第 6 章 一般競争入札（条件付）における技術力結集型共同企業体

(対象工事)

第 40 条 市長は、一般競争入札（条件付）の対象となる工事のうち、工事費が次の各号に定める金額以上で、技術的難易度が高い工事については、技術力結集型共同企業体の施工の対象とすることができる。

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 土木  | 5 億円  |
| (2) 舗装  | 2 億円  |
| (3) 港湾  | 2 億円（第 23 条第 4 号に定める所在地区分に「市内企業」以外を設定する工事の場合は 5 億円） |
| (4) 造園  | 2 億円  |
| (5) 建築  | 7 億円  |
| (6) 電気  | 2 億円  |
| (7) 管   | 2 億円  |
| (8) 上水道 | 4 億円  |

(9) その他の工種 1 億円

(共同企業体の入札参加資格)

第 41 条 一般競争入札（条件付）の技術力結集型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによるほか、第 34 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、並びに第 2 項の規定を準用する。

(1) 構成員の数は、2 者であること。ただし、必要に応じて、3 者とすることもできる。

(2) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の 10 分の 3 以上（構成員数が 3 者の場合にあつては、10 分の 2 以上）であるとともに、代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であるものとする。

(共同企業体の構成員の入札参加資格)

第 42 条 市長は、第 23 条に規定するもののほか、格付工種における経審の総合評定値の数値を、技術力結集型共同企業体の構成員の入札参加資格として設定することができる。

(共同企業体の結成方法)

第 43 条 第 36 条の規定は、一般競争入札（条件付）の技術力結集型共同企業体の結成方法について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第 42 条」と読み替えるものとする。

(共同企業体協定書等の提出)

第 44 条 入札に参加しようとする技術力結集型共同企業体の代表者は、当該工事の入札公告において指定する日時までに、工事ごとに、市長に共同企業体協定書兼委任状（第 4 号様式）を提出しなければならない。

(共同企業体の入札参加資格の確認)

第 45 条 第 24 条の規定は、一般競争入札（条件付）の技術力結集型共同企業体の入札参加資格の確認について準用する。この場合において、同条第 1 項中「行った者」とあるのは「行った共同企業体」と、同条第 2 項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と、「満たす者」とあるのは「満たす共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同条第 3 項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と読み替えるものとする。

(共同企業体の適格性の審査)

第 46 条 第 25 条の規定は、一般競争入札（条件付）の技術力結集型共同企業体の適格性の審査について準用する。この場合において、同条第 1 項中「該当する者」とあるの

は「該当する共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 1 号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 2 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「確認されなかった者」とあるのは「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 3 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 4 号中「債務不履行がある者」とあるのは「債務不履行がある共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「係争中である者」とあるのは「係争中である共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 5 号中「登録された者」とあるのは「登録された共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 6 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 7 号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 8 号及び第 9 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 10 号中「確認されなかった者」とあるのは「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 11 号中「判明した者」とあるのは「判明した共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 一般競争入札（条件付）における技術修得型共同企業体

（対象工事）

第 47 条 一般競争入札（条件付）で発注する工事に関し、工事費が第 40 条に掲げる金額以上であり、技術的難易度が高く、かつ、市内企業へ技術移転が可能であると認められるときは、市内企業への技術移転を目的とする共同企業体（以下「技術修得型共同企業体」という。）の施工の対象とすることができる。

ただし、工事費が第 40 条に掲げる金額未満の場合であっても、5 千万円以上の場合で、特に市内企業への技術移転を図る必要があると認められるときは、技術修得型共同企業体の施工の対象とすることができる。

（共同企業体の入札参加資格）

第 48 条 技術修得型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同施工方式による特定建設共同企業体であること。
- (2) 構成員の数は、2 者であること。
- (3) 構成員の組合せは、次条第 1 項に規定する資格要件を満たす代表構成員と同条第 2 項に規定する資格要件を満たす市内企業の構成員（以下「市内企業構成員」という。）による組合せであること。
- (4) 構成員の出資比率については、市内企業構成員の出資比率が当該共同企業体の総出



資額の10分の4以上とし、代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であることとする。

#### (5)削除

(構成員の入札参加資格)

第49条 市長は、発注する工事ごとに、第23条(第3号を除く。)の規定により、代表構成員の入札参加資格を設定することができる。ただし、同条第6号及び同条第7号については、必ず設定しなければならないものとする。

2 市長は、第23条の規定により、市内企業構成員の入札参加資格を設定することができる。

(共同企業体の結成方法)

第50条 第36条の規定は、一般競争入札(条件付)の技術修得型共同企業体の結成方法について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

(共同企業体協定書等の提出)

第51条 第44条の規定は、一般競争入札(条件付)の技術修得型共同企業体の共同企業体協定書等の提出について準用する。

(共同企業体の入札参加資格の確認)

第52条 第24条の規定は、一般競争入札(条件付)の技術修得型共同企業体の入札参加資格の確認について準用する。この場合において、同条第1項中「行った者」とあるのは「行った共同企業体」と、同条第2項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と、「満たす者」とあるのは「満たす共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同条第3項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と読み替えるものとする。

(共同企業体の適格性の審査)

第53条 第25条の規定は、一般競争入札(条件付)の技術修得型共同企業体の適格性の審査について準用する。この場合において、同条第1項中「該当する者」とあるのは「該当する共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第1号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第2号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「確認されなかった者」とあるのは「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第3号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該

共同企業体の構成員」と、同項第 4 号中「債務不履行がある者」とあるのは「債務不履行がある共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「係争中である者」とあるのは「係争中である共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 5 号中「登録された者」とあるのは「登録された共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 6 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 7 号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 8 号及び第 9 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 10 号中「確認されなかった者」とあるのは「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 11 号中「判明した者」とあるのは「判明した共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

## 第 8 章 補則

(組合の取扱いの特例)

第 54 条 組合の取扱いは、次によることとする。

- (1) 官公需適格組合において、官公需適格組合又は当該官公需適格組合の審査対象組合員の最高請負実績額が、いずれも当該上位等級の発注標準金額の下限金額に満たない場合は、当該官公需適格組合を上位等級に属するものとして取扱わないものとする。
- (2) 組合は、特定建設共同企業体の構成員となることができない。ただし、当該組合が共同施工に係る相当の請負実績を有し、円滑な共同施工に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 市長は、組合と当該組合のいずれかの組合員が同一工事において入札に参加することを認めない。また、組合と当該組合のいずれかの組合員が加入する別の組合が同一工事において入札に参加することを認めない。
- (4) 官公需適格組合において、第 23 条第 6 号に規定する施工実績は、官公需適格組合及び当該官公需適格組合の第 23 条第 1 号に基づき設定された工種に係る審査対象組合員のものを対象とする。

(入札参加資格確認結果通知書等の提示)

第 55 条 市長は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）又は指名競争入札に参加しようとする者に対し、当該工事に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書又は指名通知書の提示を求めることができる。

- 2 前項の場合において、市長は、一般競争入札参加資格確認結果通知書又は指名通知書を提示しない者を当該工事の入札に参加させないことができる。

(混合入札)

第 56 条 一般競争入札で、技術力結集型共同企業体による施工が必要と認められる工事において、工事の規模や内容等に照らし単体で施工が可能な者がいると認められる場合には、単体企業と技術力結集型共同企業体との混合による入札（以下「混合入札」という。）の対象とすることができる。

（共同企業体による入札の取扱い）

第 56 条の 2 一般競争入札で、共同企業体の施工の対象とする工事について、当該工事に係る共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員になれないものとする。また、単体企業として当該工事の入札に参加する者は、当該工事に係る共同企業体の構成員になれないものとする。

（入札結果等の公表）

第 57 条 入札者名及び各入札者の入札金額は、落札者及び落札金額の決定後、速やかに公表するものとする。

（配置技術者の届出）

第 58 条 一般競争入札（政府調達協定対象工事）の入札参加資格において、技術者の専任配置を条件とされた工事については、落札候補者等は、落札候補（予定）者通知書の送付日から 2 日以内に配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式その 1）及び配置技術者（変更）届出書（共同企業体用）（第 6 号様式その 2）を市長に提出しなければならない。

2 配置技術者の届出後、当該配置技術者を変更する必要がある場合は、変更前に配置技術者・現場代理人（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定は、一般競争入札（条件付）の配置技術者の届出について準用する。この場合において、第 1 項中「（政府調達協定対象工事）」とあるのは「（条件付）」と、「落札候補（予定）者通知書の送付日から 2 日以内」とあるのは「落札候補（予定）者通知書の送付から翌々開庁日の午後 5 時まで」と読み替えるものとする。

（契約事務受任者が権限を有する契約）

第 59 条 横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）の規定により契約の締結に関する事務を委任された者（以下「契約事務受任者」という。）が権限を有する契約にあつては、この要綱中「市長」とあるのは「契約事務受任者」と読み替えて適用するものとする。

（水道事業管理者及び交通事業管理者が権限を有する契約）

第 59 条の 2 水道事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）」及び「契約規則」とあるのは「横浜市水道

局契約規程（平成 20 年 4 月水道局規程第 7 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、「横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号）」及び「特例規則」とあるのは「横浜市水道局物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程（平成 20 年 4 月水道局規程第 8 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則」と、「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

- 2 交通事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）」及び「契約規則」とあるのは「横浜市交通局契約規程（平成 20 年 4 月交通局規程第 11 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、「横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号）」及び「特例規則」とあるのは「横浜市交通局物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程（平成 20 年 4 月交通局規程第 12 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則」と、「市長」とあるのは「交通事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

（病院事業管理者からの依頼による入札等の取扱い）

第 60 条 市長は、病院事業管理者から工事請負に係る入札等を依頼されたときは、この要綱に基づき、これを行うものとする。

（船舶に係る特例）

第 61 条 船舶の建造における特定調達契約の手續については、別途公告に定める。

（委任）

第 62 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。  
（横浜市工事請負業者指名等基準要綱等の廃止）
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
  - (1) 横浜市工事請負業者指名等基準要綱（平成 3 年 12 月 5 日制定）
  - (2) 横浜市共同企業体取扱要綱（平成 3 年 12 月 5 日制定）
  - (3) 横浜市一般競争入札試行要綱（平成 5 年 10 月 8 日制定）

(4) 横浜市意向反映型指名競争入札試行要綱（平成5年12月6日制定）

（経過措置）

- 3 この要綱による一般競争入札参加資格並びに指名競争入札参加資格及び格付等級に関する規定については、この要綱の施行日以後の入札参加資格審査申請について適用するものとし、同日前の入札参加資格審査申請に係る入札参加資格は、なお、従前の当該入札参加資格に係る告示によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。
- 3 平成7年度及び平成8年度においては、第75条第5項第2号の規定にかかわらず、技術適性リストの登載に係る工種について指名競争入札参加資格としての登録がない場合であっても、技術適性リストの登載抹消は、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 7 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 意向反映型指名競争入札、技術適性重視型指名競争入札及び汎用型指名競争入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。



附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 21 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において

入札参加資格を有する者について適用する。

- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。ただし、施行日の前日までに公告した工事については、第 24 条に定める入札参加資格の確認の基準日及び第 25 条に定める適格性の審査基準日は当該工事に係る調達公告に記載のとおりとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 9 号及び第 25 条第 5 号については、平成 26 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事についてはなお、従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 7 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 23 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告

又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 2 月 20 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。